

“令和 7 年度”

真室川町の主な子育て
支援事業の一覧表です。
ご活用ください。

真室川町 ～子育て支援のお知らせ～

～妊娠したら～

事業の名称・問い合わせ先	事業の内容
真室川町子育て世代包括支援センター 福祉課 Tel62-3436	保健師が、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関する様々なご相談に応じます。
母子健康手帳の交付 福祉課 Tel62-3436	母子健康手帳等の交付の際、面談も行いますので事前に電話で予約してください。また、5万円の出産応援交付金がありますので、妊婦名義の通帳をお持ちください。
妊婦訪問 福祉課 Tel62-3436	妊娠中期頃を目安に、自宅に訪問し、健康状態の確認と出産・産後に関する相談、情報提供を行います。
プチママサロン（マタニティサロン） 福祉課 Tel62-3436	妊婦を対象に健やかな妊娠・産後の生活を送るためのこつや体操を助産師がご紹介します。
産前産後期間国民健康保険料軽減 町民課 Tel62-2054	出産する予定、又は出産した国民健康保険被保険者の方について、対象の年度に収める保険料から、産前産後に相当する期間分の所得割保険料と均等割保険料が軽減されます。

～出産したら～

事業の名称・問い合わせ先	事業の内容
出生届 町民課 Tel62-2054	生れた日から14日以内（出生の日を含む）に届け出をします。 「山形県メリーズお誕生プレゼント事業」にて、紙おむつ1袋をプレゼントします。
出産育児一時金 町民課 Tel62-2054	①国民健康保険加入者の方 出産費用が50万円未満の場合、費用との差額が支給されます。 ②国民健康保険加入者以外の方 加入している健康保険から支給されます。申請の必要はありません。
赤ちゃん訪問 / すくすく教室 福祉課 Tel62-3436	赤ちゃん訪問：生後1か月を目安に保健師がご家庭を訪問し、体重測定等を実施します。 すくすく教室：1歳児と、その家族を対象に保健師や歯科衛生士による講話・相談を実施しています。
産後ケア費用助成事業 福祉課 Tel62-3436	産後1年未満の方が助産師に相談したり、母子のケアを行ったりします。
乳幼児の健康・育児相談 福祉課 Tel62-3436	乳幼児期における心身の発達チェック、疾病の早期発見、健康相談を実施しています。
新生児聴覚検査の費用助成 福祉課 Tel62-3436	出生後、退院までに赤ちゃんの聴覚検査を行います。費用は全額助成となります。 ・県立新庄病院で出産：受検票（母子健康手帳と同時配付）を病院に提出します。 ・上記以外：領収書及び明細書を持って福祉課で申請します。
予防接種の種類と受ける時期 福祉課 Tel62-3436	それぞれの予防接種に適した接種時期に、町が委託する医療機関において個別で接種してもらいます。

～乳幼児健診～（問い合わせ先は、福祉課 Tel62-3436 です）

事業の名称	事業の内容
乳児健診（3.4ヶ月児、7.8ヶ月児）	身体測定、内科健診、健康相談
1歳6ヶ月児健診	身体測定、内科健診、歯科健診、フッ化物ゲル塗布、健康相談
2歳児歯科健診	身体測定、歯科健診、フッ化物ゲル塗布、健康相談
3歳児健診	身体測定、内科健診、歯科健診、健康相談
キラキラ教室	歯科健診・フッ化物ゲル塗布 延3回（1歳6ヶ月から3歳児まで）
年中児健診	問診、視力検査、診察、事後相談

～各種手当と支援・助成制度～

事業の名称・問い合わせ先	事業の内容
出産・子育て応援交付金 福祉課 Tel62-3436	母子健康手帳の交付時、出産時にそれぞれ5万円を交付します。
家庭保育支援給付金 教育課 Tel62-2223	満1歳未満の乳児をご家庭で保育している保護者に対して、月3万円の給付金を交付し家庭保育を支援します。町民課にて出生届を提出されたあと、2階の教育課へお越しください。
こどもスマイルスポット事業 （短時間託児事業） 子育て支援センター Tel62-2278	急な用事や通院など、少しの時間子どもを預けたい時、子育て支援センターの職員が子育て応援団「あんよ」と調整し、中央公民館で短時間の託児をお受けします。 ・生後3か月～小学校6年生の3月31日までの児童 ・9：00～17：00の最大4時間 ・利用1名につき1時間1,000円
子育て支援医療証 町民課 Tel62-2054	真室川町に在住する保護者に扶養されている高校生相当年齢までの児童の医療費の負担を軽減する制度です。
ひとり親家庭等医療証 町民課 Tel62-2054	ひとり親家庭等で所得税非課税の保護者とその保護者に扶養されている18歳以下の児童について医療費の負担を軽減する制度です。
未熟児養育医療費給付事業 福祉課 Tel62-3436	未熟児（出生時体重2,000g以下）であって、医師が養育の必要を認めた児童について、申請に基づき養育医療券を発行し養育に要した費用の一部を助成します。
不妊治療費助成 福祉課 Tel62-3436	夫婦とも又は夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有する夫婦が対象です。一般不妊治療（タイミング法、人工授精、薬物療法、手術療法等）及び通院にかかった費用に対して年度ごとに7万円を上限に助成します。
児童手当制度 福祉課 Tel62-3436	高校生年代までの児童を養育している方 （3歳未満）月額15,000円 （3歳以上高校生年代）月額10,000円 支給月：4月、6月、8月、10月、12月、2月 ※第3子以降は月額30,000円 （22歳到達後の最初の年度末までの子が多子加算算定の対象）
児童扶養手当制度 福祉課 Tel62-3436	ひとり親家庭等で18歳未満（障がい児は20歳未満）の児童を養育している方 （対象児童1人）月額 最大46,690円～11,010円 （対象児童2人以上）一人につき最大11,030円加算 支給月：奇数月
就学援助制度 教育課 Tel62-2223	町立小中学校に在籍する児童生徒のいるご家庭に対して、経済的な理由により、児童生徒の就学が困難な状況で、費用の援助が必要と認められ、生活保護法による扶助を受けていない場合に、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。 ※世帯全員の所得合計を元に基準額と比較して決定します。

～保育施設の利用～

事業の名称・問い合わせ先		事業の内容	
入園・入所 教育課 Tel62-2223 又は 子育て支援センター Tel62-2278		お子さんの年齢や保育の必要性の有無に応じ、「教育・保育給付」を認定し、ご希望される保育施設や時期等を調整します。 ※ご希望される保育施設にはそれぞれ定員や受入可能人数がありますので、ご相談ください。	
町内の保育施設		電話番号	受入年齢
公立	安楽城保育所	0233-63-2135	満2歳～ ※状況により、満1歳6ヶ月を迎えた翌月から可能なため、ご相談ください
	釜淵保育所	0233-65-2813	
私立	たんぽぽこども園	0233-62-4158	満8ヶ月を迎えた翌月～
	キッズハウス	0233-62-3433	満2ヶ月を迎えた翌月～
町外の認可保育施設をご利用の場合は、保育施設の所在する市町村と協議が必要なため、事前にご相談ください。認可外保育施設をご利用の場合は、教育課にご連絡くださいますようお願いいたします。			
病児保育 保育の申込み： こんぺいとう Tel29-2301 補助金の申請： 教育課 Tel62-2223		急な病気等で保育所等での集団保育を利用できない場合に、保護者に代わってお子さんを一時的に真室川町が広域協定を締結している新庄市の下記施設でお預かりする制度です。 ・特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう ・生後3ヶ月～小学校3年生までの児童 ・利用料金1日2,500円の半額を町で補助	
学童クラブ 利用の開始：教育課 Tel62-2223 利用時間・土曜保育などの相談は 真室川小学童クラブ Tel090-3166-6022 北部小学童クラブ Tel090-7368-8710 あさひ小学童クラブ Tel080-8087-5096		各小学校の施設内で、共働き家庭など留守家庭の小学生を対象に、放課後及び学校休校日に適切な遊びの場や生活の場を提供します。（日曜、祝日、年末年始を除く） （時間）平日 下校後（14：30頃）～18：30 土曜日・学校休業日 8：00～18：30 （料金） 常用（通年利用）1世帯につき月額3,000円 突発（スポット利用）1日300円又は500円（1月最大3,000円）	

～子育て支援センター「たいよう」～

事業の名称・問い合わせ先		事業の内容
子育て支援センター Tel62-2278		就学前のお子さんがお家の方と一緒に利用することができます。各種事業がありますので、ぜひ遊びに来てください。町外の方、里帰り中の方もどうぞご利用ください。 （場所）中央公民館 1階
センターの主な事業	実 施 内 容	
子育て相談窓口	来所や電話によるご相談をお受けします。	
子育て支援センターたいよう	子育て支援センター開放による子どもの遊び場や保護者の交流の場です。 平日9：30～11：30、14：00～16：00 土曜9：30～11：30（日曜・祝日、年末年始は閉所です）	
スマイルツアーDay （年3回開催）	町内施設を訪れながら、お子さんと保護者の方のふれあいを大切にした事業です。 （開催予定）5月・7月・10月	
ぽかぽかベビーマッサージ （毎月開催）	生後2カ月から8カ月頃の赤ちゃんが対象です。助産師さんによるベビーマッサージ、育児相談、産後ケアの相談にご利用ください。 （開催予定日） 4/9・5/14・6/11・7/9・8/7・9/10 10/8・11/12・12/10・1/14・2/12・3/11	
わくわくワークショップ （年6回開催）	パステルアートやフラワーアレンジメントなどで、保護者がリフレッシュする講座です。お子さんを無料で託児します。 （開催予定日） 4/23・6/25・11/26・12/17・1/21・2/25	
読み聞かせ＆おしゃべり会 （年6回開催）	6回開催のうち、2回は英語で遊ぼうバージョンです。読み聞かせの後は参加者同士の子育て情報交換会を行います。 （開催予定日） 4/16・9/3・11/19・2/18・3/18	

～あそびの広場～

あそびの広場 教育課 Tel62-2223 又は 子育て支援センター Tel62-2278	就学前の児童を対象とした、子育て応援団「あんよ」による遊び場の提供。併せて保護者同士や世代間の交流の活性化などを目的に、隔週の土曜日の午前中に開催しています。 (時間) 9:30～12:00 (場所) 中央公民館 2階和室 (開催予定日) 4/12・4/26・5/10・5/24・6/14・6/28・7/12・7/26・8/9・8/23 9/13・9/27・10/11・10/25・11/15・11/29・12/13・12/27 1/10・1/24・2/14・2/28・3/14 (年23回開催)
---	--

～障害のあるお子さんに向けた制度～

事業の名称・問い合わせ先	事業の内容
特別児童扶養手当制度 福祉課 Tel62-3436	精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童を養育している方。 (1級障がい児) 月額56,800円 (2級障がい児) 月額37,830円 / 支給月: 4月、8月、11月
特別支援児童養育手当制度 福祉課 Tel62-3436	特別支援学級または特別支援学校に在籍し、障がいを事由とする他の手当を受給していない児童で、世帯員全員の町民税所得割の合算額が10万円未満の方。 (対象児童1人につき) 月額3,000円
重度心身障がい(児)者医療証 町民課 Tel62-2054	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等級等に該当する方の医療費負担を軽減する制度です。
自立支援医療制度(育成医療) 福祉課 Tel62-3436	身体に障がいのある児童で、手術等の治療により効果が確実に期待できる症例に医療証を交付し医療費を軽減します。 (治療の例) 向精神薬、精神科デイケア、人工関節置換術、水晶体摘出術、ペースメーカー埋込術、腎移植、人工透析 等
障害児福祉手当 福祉課 Tel62-3436	20歳未満で心身に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする方に対して手当を支給します。 ※所得制限あり。施設入所や当該障がいを理由とした年金を受給されている方は対象外。 / 支給月: 5月、8月、11月、2月
日常生活用具給付事業 福祉課 Tel62-3436	障がい者(児)、難病患者等の、障がいの種類や等級等により、日常生活を支援する用具を給付します。 ※世帯の課税状況に応じて自己負担があります。
補装具給付事業 福祉課 Tel62-3436	障がい者(児)、難病患者等の日常生活における移動や動作等の確保のため、身体の損なわれた機能を補完・代替する用具の購入や修理にかかる費用を補助します。 ※世帯の課税状況に応じて自己負担があります。
障がい者交通費助成事業 福祉課 Tel62-3436	各種手帳を所持する方の社会参加と日常生活圏の拡大を図るために月額2,000円の交通費を助成します。 (対象者) 身体障がい者手帳1～5級 療育手帳・精神保健福祉手帳の所有者

～ お問い合わせ先や必要書類について ～

お問い合わせ先については、各課等代表の名称のみ記載しています。詳細は各係の職員がお話ししますので、記載の電話番号にご連絡の上、ご用件をお伝えください。
申請等に必要書類は、各制度・事業によって異なります。従前の居住市町村で発行する所得に関する証明や戸籍謄本が必要な場合もありますので、併せて各係へお気兼ねなくご相談ください。

